

# 第11号議案

令和4年6月17日  
試 験 課

令和4年度主任級職選考の実施及び同実施要綱の決定について

このことについて、別紙1のとおり実施することとし、別紙2のとおり同実施要綱を決定する。

## 1 主任級職選考

## (1) 選考の種別及び区分

## ア 種別A

(ア) I類 (5区分) 事務、土木、建築、機械、電気

(イ) II類 (9区分) 福祉Ⅰ、福祉Ⅱ、産業技術Ⅰ、産業技術Ⅱ、産業技術Ⅲ、  
医療技術Ⅰ、医療技術Ⅱ、保健、看護

イ 種別B (3区分) 事務系、一般技術系、医療福祉系

## (2) 受験資格

採用区分	1級職在職期間				
	種別A		種別B		
	本則 40歳未満	特例 40歳以上50歳未満	本則 40歳以上	特例 50歳以上	
I類A・獣医・ 薬剤	3年以上	3年以上12年未満	12年以上	—	
経験者〈一般〉	3年以上	3年以上13年未満	13年以上	—	
I類B	5年以上	5年以上13年未満	13年以上	5年以上13年未満	
II類	短大3卒	6年以上	6年以上14年未満	14年以上	6年以上14年未満
	短大2卒	7年以上	7年以上15年未満	15年以上	7年以上15年未満
III類	養成施設等修了	8年以上	8年以上16年未満	16年以上	8年以上16年未満
	その他	9年以上	9年以上17年未満	17年以上	9年以上17年未満
看護教員	5年以上	5年以上13年未満	13年以上	5年以上13年未満	
助産師	6年以上	6年以上14年未満	14年以上	6年以上14年未満	
看護師	7年以上	7年以上15年未満	15年以上	7年以上15年未満	

## (3) 選考方法

種別A*			種別B
I類	II類 (看護以外)	II類 (看護)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養問題A [択一式]</li> <li>・教養問題B [記述式] (土木、建築、機械、電気のみ)</li> <li>・論文 (2題中1題解答)</li> <li>・勤務評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養問題 [択一式]</li> <li>・論文 (2題中1題解答)</li> <li>・専門知識評定</li> <li>・勤務評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門記述 (2題中1題解答)</li> <li>・論文 (2題中1題解答)</li> <li>・専門能力評定</li> <li>・勤務評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文 (3題中1題解答)</li> <li>・日常の勤務成績 に基づく推薦</li> </ul>

※ 受験資格を満たす前年から教養問題 (看護区分は専門記述) のみの受験が可能。受験資格を満たした後も教養問題 (専門記述) のみの受験が可能。また、令和元年度から令和3年度までの選考において、教養問題 (専門記述) の成績が一定の基準に達している人は、教養問題 (専門記述) が免除される。

(4) 合格者の決定方法

ア 種別A

「論文」、「専門知識評定」(看護区分を除くⅡ類のみ)、「専門能力評定」(Ⅱ類・看護区分のみ)及び「勤務評定」の成績を総合して決定する。

イ 種別B

「論文」及び「日常の勤務成績に基づく推薦」の成績を総合して決定する。

(5) 合格予定者数

令和4年度合格予定者数				令和3年度合格予定者数(参考)			
種別A		種別B	合計	種別A		種別B	合計
I類	Ⅱ類			I類	Ⅱ類		
766名	119名	117名	1,002名	757名	212名	152名	1,121名

2 実施時期

- (1) 要綱発表 令和4年6月17日(金)
- (2) 筆記考査 令和4年9月25日(日)
- (3) 合格発表 令和4年11月11日(金)(予定)

3 合格者の周知方法

合格者は任命権者を通じて発表する。

令和4年度主任級職選考 選考区分別合格予定者数

(単位：人)

		令和4年度							令和3年度										
種別・選考区分		有資格者数	内女性数	対前年増減	想定受験者数	合格予定者数	対前年増減	(対有)合格率	有資格者数	内女性数	受験者数	内女性数	合格予定者数	合格者数	内女性数	(対有)合格率	(対受)合格率	女性割合	
A	I 類	事務	2,321	975	▲ 57	1,562	515	12	22.2%	2,378	1,002	1,591	571	503	512	223	21.5%	32.2%	39.1%
		土木	538	100	▲ 33	432	143	▲ 2	26.6%	571	110	450	75	145	147	24	25.7%	32.7%	32.0%
		建築	97	40	▲ 4	68	22	▲ 2	22.7%	101	40	63	19	24	22	6	21.8%	34.9%	31.6%
		機械	172	11	▲ 7	132	44	1	25.6%	179	10	130	8	43	43	2	24.0%	33.1%	25.0%
		電気	158	5	▲ 11	127	42	0	26.6%	169	7	136	4	42	42	3	24.9%	30.9%	75.0%
		計	3,286	1,131	▲ 112	2,321	766	9	23.3%	3,398	1,169	2,370	677	757	766	258	22.5%	32.3%	38.1%
	II 類	福祉Ⅰ	60	46	1	34	9	▲ 2	15.0%	59	46	34	26	11	11	10	18.6%	32.4%	38.5%
		福祉Ⅱ	52	40	▲ 7	30	7	0	13.5%	59	45	34	24	7	7	5	11.9%	20.6%	20.8%
		産業技術Ⅰ	149	99	10	101	31	5	20.8%	139	86	94	51	26	26	10	18.7%	27.7%	19.6%
		産業技術Ⅱ	90	33	▲ 3	60	19	▲ 2	21.1%	93	39	64	23	21	21	9	22.6%	32.8%	39.1%
		産業技術Ⅲ	19	4	▲ 1	15	4	0	21.1%	20	4	16	4	4	4	1	20.0%	25.0%	25.0%
		医療技術Ⅰ	39	26	▲ 117	32	8	▲ 24	20.5%	156	104	131	88	32	33	20	21.2%	25.2%	22.7%
		医療技術Ⅱ	325	316	▲ 30	143	33	▲ 3	10.2%	355	319	163	130	36	36	27	10.1%	22.1%	20.8%
		保健	41	36	▲ 2	20	5	▲ 1	12.2%	43	38	24	21	6	6	6	14.0%	25.0%	28.6%
		看護	58	48	▲ 1,377	8	3	▲ 66	5.2%	1,435	1,293	234	181	69	69	54	4.8%	29.5%	29.8%
	計	833	648	▲ 1,526	443	119	▲ 93	14.3%	2,359	1,974	794	548	212	213	142	9.0%	26.8%	25.9%	
	計	4,119	1,779	▲ 1,638	2,764	885	▲ 84	21.5%	5,757	3,143	3,164	1,225	969	979	400	17.0%	30.9%	32.7%	
	B	事務系	1,144	642	▲ 39	131	73	5	6.4%	1,183	663	125	54	68	69	35	5.8%	55.2%	64.8%
		一般技術系	292	46	▲ 13	52	30	▲ 7	10.3%	305	47	34	6	37	15	4	4.9%	44.1%	66.7%
医療福祉系		452	396	▲ 974	27	14	▲ 33	3.1%	1,426	1,305	91	85	47	47	47	3.3%	51.6%	55.3%	
計		1,888	1,084	▲ 1,026	210	117	▲ 35	6.2%	2,914	2,015	250	145	152	131	86	4.5%	52.4%	59.3%	
合計		6,007	2,863	▲ 2,664	2,974	1,002	▲ 119	16.7%	8,671	5,158	3,414	1,370	1,121	1,110	486	12.8%	32.5%	35.5%	

# 令和 4 年度 主任級職選考実施要綱

令和 4 年 6 月 17 日  
東京都人事委員会

## 1 要綱の趣旨

この要綱は、知事、公営企業管理者、議会議長、代表監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会又は人事委員会に任命権がある東京都職員の主任級職の選考について規定します。

## 2 退職派遣職員等の取扱い

以下に掲げる人は、東京都職員とみなし、この要綱の規定を準用します。

- (1) 「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」第10条に規定する団体への退職派遣者
- (2) 東京都職員から引き続いて国家公務員等となった職員で人事委員会が認めた人

## 3 選考の種別及び区分

- (1) 主任級職選考 A (以下「種別 A」という。)
  - ア I 類 (5 区分): 事務、土木、建築、機械、電気
  - イ II 類 (9 区分): 福祉 I、福祉 II、産業技術 I、産業技術 II、産業技術 III、医療技術 I、医療技術 II、保健、看護
- (2) 主任級職選考 B (以下「種別 B」という。)  
事務系、一般技術系、医療福祉系

## 4 職務の級の取扱いについて

この要綱における 1 級職には、平成 21 年 3 月 31 日以前の 2 級職 (平成 18 年 3 月 31 日以前にあつては、これに相当する職務の級。以下「旧 2 級職」という。) を含みます。

### 主な日程

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| ○ 申込締切日      | 令和 4 年 7 月 13 日 (水) 午後 3 時 00 分 |
| ○ 筆記考査実施日    | 令和 4 年 9 月 25 日 (日)             |
| ○ 合格発表日 (予定) | 令和 4 年 11 月 11 日 (金)            |

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、日程等を変更する場合があります。

## 5 受験資格及び選考方法等

### 種別A

(1) 受験資格（在職期間の計算方法については、8頁の7参照）

ア 本則

表1の職種の職員で、令和5年3月末日（以下「基準日」という。）現在1級職にあり、その在職期間が3頁表2本則に該当し、年齢が40歳未満の人（昭和58年4月2日以降に生まれた人）

イ 特例

表1の職種の職員で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が3頁表2特例に該当し、年齢が40歳以上50歳未満の人（昭和48年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた人）

※ 受験を申し込んだ後に東京都職員の身分を失った人（2に掲げる人を除く。）は、その時点で受験資格を失います。

(2) 教養問題（看護区分は専門記述）の受験資格前倒し

教養問題（看護区分は専門記述）については、上記受験資格に定める基準を満たす前年から受験することができます。

表1

種別	選考区分	対象職種
A I類	事務	事務、司書、史料編纂、速記、社会教育、学芸研究、ICT*
	土木	土木、ICT*
	建築	建築、ICT*
	機械	機械、ICT*
	電気	電気、ICT*
A II類	福祉I	福祉
	福祉II	心理、福祉技術、補装具製作
	産業技術I	環境検査、獣医、衛生監視
	産業技術II	林業、畜産、水産、造園、農業技術
	産業技術III	海洋技術、職業訓練、写真、無線通信、理工技術
	医療技術I	薬剤、衛生検査、医療技術、臨床検査
	医療技術II	診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、栄養士、診療放射線
	保健	保健師
	看護	助産師、看護師

※転職選考によりICTに転職した人は、転職前の職種を対象とする選考区分で受験できます。

**表 2**

(受験資格の基礎となる採用区分の取扱いについては、8頁の6参照)

受験資格の基礎となる採用区分※ <sup>1</sup>		1級職在職期間	
		本則	特例
I類A※ <sup>2</sup> 、獣医※ <sup>3</sup> 、薬剤※ <sup>4</sup>		3年以上※ <sup>5</sup>	3年以上12年未満※ <sup>5</sup>
経験者〈一般〉※ <sup>6</sup>		3年以上	3年以上13年未満
I類B※ <sup>6</sup>		5年以上	5年以上13年未満
II類	短大3卒※ <sup>7</sup>	6年以上	6年以上14年未満
	短大2卒	7年以上	7年以上15年未満
III類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者※ <sup>7</sup>	8年以上	8年以上16年未満
	その他	9年以上	9年以上17年未満
看護教員※ <sup>8</sup>		5年以上	5年以上13年未満
助産師※ <sup>9</sup>		6年以上	6年以上14年未満
看護師※ <sup>10</sup>		7年以上	7年以上15年未満

※1：受験資格の基礎となる採用区分には、これと同等と人事委員会が認める人を含みます。

※2：大学院の修士課程を修了した人等に対して行う人事委員会の選考により採用された人（人事委員会の選考により旧2級職に採用された人を含む。）は、I類Aと同等とみなします。

※3：「獣医」とは、採用試験により獣医の職に採用された人を指します。

※4：「薬剤」とは、平成23年4月1日以降に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人を指します。

※5：平成23年度に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人については、下記のとおり経過措置を設けます。

経過措置			
採用試験年度	受験資格の基礎となる採用区分	1級職在職期間	
		本則	特例
平成23年度	薬剤	4年以上	4年以上12年未満

※6：「経験者〈一般〉」には平成15年度までの経験者採用者を、「I類B」には平成19年度までのI類採用者を含みます。

※7：「II類・短大3卒」及び「III類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者」は、**福祉Ⅰ、福祉Ⅱ、医療技術Ⅰ、医療技術Ⅱ、保健、看護に属する職種**のみ適用します。

なお、適用される学歴及び資格・免許等については、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」別表第3及び「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」別表第3を準用します。

※8：「看護教員」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護教員採用選考により採用された人を指します。

※9：「助産師」とは、平成22年4月1日以降に実施した助産師採用選考により採用された人を指します。

助産師区分で「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する助産師の指定学校又は養成所（看護師の指定学校又は養成所（2年課程）を経て入学又は入所した場合を除く。）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

また、「大学卒」には、短大3卒に該当する看護師学校を卒業後、助産師学校又は助産師養成所を卒業した人を含みます。

※10：「看護師」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護師採用選考により採用された人を指します。

看護師区分で「短大3卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校又は養成所（3年課程）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「II類・短大3卒」と同じ期間とします。

また、「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校（大学）の卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を2年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

(3) 選考方法及び合格者の決定

ア 選考は、下表のとおり行います。

教養問題（看護区分は専門記述）の成績が一定の基準に達した人について、論文、専門知識評定（AⅡ類（看護区分を除く。）のみ）、専門能力評定（看護区分のみ）及び勤務評定の成績を総合して合格者を決定します。

(ア) AⅠ類

筆記 考 査	教養問題 A 「択一式」	事務 2時間45分 55題（必須解答） （出題分野）統計資料の見方、基礎的法令（憲法・行政法の基礎知識）、 地方自治制度、地方公務員制度、都政実務、都政事情
		土木、建築、機械、電気 2時間15分 45題（必須解答） （出題分野）統計資料の見方、基礎的法令（憲法・行政法の基礎知識）、 地方自治制度、地方公務員制度、都政実務、都政事情
	教養問題 B 「記述式」	土木、建築、機械、電気のみ 1時間 7題出題し、3題選択解答 （出題分野）選考区分ごとの基礎的専門知識
		論文 2時間30分 2題出題し、1題選択解答 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等 について評定します。 （出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上 500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論 述する(2)については1,200字以上1,500字程度）
勤務評定	筆記考査の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、業 績評価に基づいて、任命権者が評定します。	

(イ) AⅡ類（看護区分を除く。）

筆記 考 査	教養問題 「択一式」	1時間30分 30題（必須解答） （出題分野）統計資料の見方、地方公務員制度、都政実務、都政事情
		論文 2時間30分 2題出題し、1題選択解答 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等 について評定します。 （出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上 500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論 述する(2)については1,200字以上1,500字程度）
専門知識 評定	筆記考査の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、基 礎的な専門知識について、任命権者が評定します。	
勤務評定	筆記考査の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、業 績評価に基づいて、任命権者が評定します。	



(ウ) A II類 (看護区分のみ)

筆記 考 査	専門記述	1時間30分 2題出題し、1題選択解答  (出題分野) 看護区分の基礎的専門知識
	論文	2時間30分 2題出題し、1題選択解答  課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。 (出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論述する(2)については1,200字以上1,500字程度)
専門能力 評定		筆記考査の受験者(専門記述のみの受験者を除く。)を対象に、専門知識・技術について、任命権者が評定します。
勤務評定		筆記考査の受験者(専門記述のみの受験者を除く。)を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が評定します。

イ **筆記考査のうち、教養問題のみ(看護区分は専門記述のみ)の受験も可能とします。**

ただし、A I類の土木、建築、機械、電気の各選考区分において、教養問題Aのみ又は教養問題Bのみの受験はできません。

ウ **令和元年度から令和3年度までの選考において、教養問題(看護区分は専門記述)の成績が一定の基準に達している人は、教養問題(看護区分は専門記述)が免除されます。なお、教養問題(看護区分は専門記述)が免除されている人は、免除期間中、教養問題(看護区分は専門記述)を受験することはできません。**

エ **教養問題の成績が一定の基準に達しない場合は、論文が採点の対象となりません。**

(4) 合格予定者数

A I類：事	務	5 1 5 名	土	木	1 4 3 名	建	築	2 2 名
A I類：機	械	4 4 名	電	気	4 2 名			
A II類：福 祉 I		9 名	福 祉 II		7 名	産 業 技 術 I		3 1 名
A II類：産 業 技 術 II		1 9 名	産 業 技 術 III		4 名	医 療 技 術 I		8 名
A II類：医 療 技 術 II		3 3 名	保 健		5 名	看 護		3 名

ただし、成績等により変更となる場合があります。

(5) 教養問題(看護区分は専門記述)の免除

令和4年度選考の不合格者(論文のみの受験者を除く。)及び教養問題のみ(看護区分は専門記述のみ)の受験者のうち、教養問題(専門記述)の成績が一定の基準に達した人は、令和5年度から令和9年度までの5年間、教養問題(専門記述)が免除されます。ただし、種別Aの受験資格を有する期間が令和5年度から5年に満たない場合は、受験資格を有する期間までを限度とします。

なお、免除の対象となるのは、申し込んだ筆記考査を全て受験した人です。

## 種別B

(1) 受験資格（在職期間の計算方法については、8頁の7参照）

ア 本則

表3の職種の職員（再任用職員を除く。）で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が7頁表4本則に該当し、年齢が40歳以上の人（昭和58年4月1日までに生まれた人）

イ 特例

表3の職種の職員（再任用職員を除く。）で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が7頁表4特例に該当し、年齢が50歳以上の人（昭和48年4月1日までに生まれた人）

※ 受験を申し込んだ後に東京都職員の身分を失った人（2に掲げる人を除く。）は、その時点で受験資格を失います。

**表 3**

選考区分	対 象 職 種
事 務 系	事務、司書、史料編纂、速記、社会教育、学芸研究
一般技術系	土木、建築、機械、電気、ICT、環境検査、獣医、衛生監視、林業、畜産、水産、造園、農業技術、海洋技術、職業訓練、写真、無線通信、理工技術
医療福祉系	福祉、心理、福祉技術、補装具製作、薬剤、衛生検査、医療技術、臨床検査、診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、栄養士、診療放射線、保健師、助産師、看護師

(2) 選考方法及び合格者の決定

選考は、下表のとおり行い、これらの成績を総合して合格者を決定します。

筆 記 考 査	論文 2時間 3題出題し、1題選択解答(1,000字以上1,500字程度) 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。
日常の勤務成績に基づく推薦	筆記考査の受験者を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が推薦します。

(3) 合格予定者数

事務系 73名  
一般技術系 30名  
医療福祉系 14名

ただし、成績等により変更となる場合があります。

**表 4**

(受験資格の基礎となる採用区分の取扱いについては、8頁の6参照)

受験資格の基礎となる採用区分※ <sup>1</sup>		1 級職在職期間	
		本則	特例
I 類 A ※ <sup>2</sup> 、獣医 ※ <sup>3</sup> 、薬剤 ※ <sup>4</sup>		12年以上	なし
経験者〈一般〉 ※ <sup>5</sup>		13年以上	なし
I 類 B ※ <sup>5</sup>		13年以上	5年以上13年未満
II 類	短大3卒 ※ <sup>6</sup>	14年以上	6年以上14年未満
	短大2卒	15年以上	7年以上15年未満
III 類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者 ※ <sup>6</sup>	16年以上	8年以上16年未満
	その他	17年以上	9年以上17年未満
看護教員 ※ <sup>7</sup>		13年以上	5年以上13年未満
助産師 ※ <sup>8</sup>		14年以上	6年以上14年未満
看護師 ※ <sup>9</sup>		15年以上	7年以上15年未満

※1：受験資格の基礎となる採用区分には、これと同等と人事委員会が認める人を含みます。

※2：大学院の修士課程を修了した人等に対して行う人事委員会の選考により採用された人（人事委員会の選考により旧2級職に採用された人を含む。）は、I類Aと同等とみなします。ただし、基準日現在1級職にあり、その在職期間が3年以上12年未満で、年齢が50歳以上の人は、選考が受験できます。

※3：「獣医」とは、採用試験により獣医の職に採用された人を指します。

※4：「薬剤」とは、平成23年4月1日以降に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人を指します。

※5：「経験者〈一般〉」には平成15年度までの経験者採用者を、「I類B」には平成19年度までのI類採用者を含みます。

※6：「II類・短大3卒」及び「III類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者」は、**医療福祉系に属する職種**のみ適用します。

なお、適用される学歴及び資格・免許等については、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」別表第3及び「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」別表第3を準用します。

※7：「看護教員」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護教員採用選考により採用された人を指します。

※8：「助産師」とは、平成22年4月1日以降に実施した助産師採用選考により採用された人を指します。

助産師区分で「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する助産師の指定学校又は養成所（看護師の指定学校又は養成所（2年課程）を経て入学又は入所した場合を除く。）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

また、「大学卒」には、短大3卒に該当する看護師学校を卒業後、助産師学校又は助産師養成所を卒業した人を含みます。

※9：「看護師」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護師採用選考により採用された人を指します。

看護師区分で「短大3卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校又は養成所（3年課程）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「II類・短大3卒」と同じ期間とします。

また、「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校（大学）の卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を2年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

## 6 受験資格の基礎となる採用区分の取扱い

- (1) 受験資格の基礎となる採用区分は、原則として現に従事する職種の職務に職員として任用（採用又は転職※）された時の採用区分によります。  
※他の職種に転ずること。
- (2) 採用後、上位の採用区分に相当する能力認定又は採用試験（選考）の受け直しに合格した人については、その採用区分によることができます。
- (3) 採用後、転職を伴い上位の採用区分に相当する能力認定又は採用試験（選考）の受け直しに合格した人で、下位の採用区分による職員期間を有する人は、その下位の採用区分によることができます。
- (4) 昭和61年3月31日以前の学歴区分は、それに相当する採用区分に読み替えて適用します。

## 7 在職期間の計算方法 ※1

- (1) 受験資格の基礎となる採用区分の1級職に任用（採用又は転職）された時から基準日までを在職期間として計算します。
- (2) 6(2)により受験資格の基礎となる採用区分を上位の採用区分とした場合は、その採用区分に合格した翌年度4月1日から基準日までを在職期間として計算します。
- (3) 6(3)により受験資格の基礎となる採用区分を下位の採用区分とした場合は、その採用区分により1級職に任用（採用又は転職）された時から基準日までを在職期間として計算します。
- (4) 1級職に年度途中で任用された人は、原則として、その年度の4月1日に任用されたものとして、在職期間を計算します。  
ただし、年度を超えた前倒し採用者（採用試験（選考）実施年度の翌年度4月1日以降を採用予定日とする試験（選考）に合格し、3月31日以前に採用された人）については、以下のとおり取り扱います。  
ア 在職期間は、実在職年月数により計算します。  
イ 前歴通算（下記(7)参照）の結果、受験資格の「1級職在職期間」を満たす場合でも、採用予定日が属する年度は選考を受験することはできません。（種別Aの前倒し受験も同様です。）  
（例）令和4年4月1日が採用予定日の採用試験に合格し、令和3年度中に採用された人は、前歴通算により受験資格の「1級職在職期間」を満たしていても、令和4年度の選考を受験することはできません。
- (5) 休職、結核休養、育児休業又は配偶者同行休業の期間は、在職期間から控除しません。
- (6) 停職期間は控除し、その前後を加算します。
- (7) 前歴を有する人及びその他特別の方法による在職期間の計算等は、別記「令和4年度 主任級職選考受験資格細目」によるものとします。

**通算可能な前歴があると思われる人は、必ず申込締切日までに所属長に申し出て、受験資格の「1級職在職期間」に通算できるかどうかを確認してください。 ※2**

※1 採用後の勤務実績がなく、筆記考査実施日の前日までに復職できない人は、選考を受験することができません（ただし、育児休業中又は配偶者同行休業中の人については、入都初年度を除き、種別Aの教養問題のみ（看護区分は専門記述のみ）を受験することは可能です。）。

※2 前歴通算の結果、受験資格の「1級職在職期間」を満たす場合でも、入都初年度には選考を受験することはできません（種別Aの前倒し受験も同様です。）。

## 8 休職者等の取扱い

休職又は停職期間中の職員で、筆記考査実施日の前日までに復職できない人は、選考を受験することができません。ただし、「職員の休職の事由等に関する規則」第2条第1号、第2号又は第4号に該当する場合で、人事委員会が認めた人は受験することができます。

## 9 受験手続

### (1) 受験の申込み

#### ア 受験申込方法

受験希望者は、東京都昇任選考事務システム（以下「本システム」という。）を利用し、申込登録をしてください。

インターネット環境がないなど、本システムによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、所属長に提出してください。なお、申込書は、所属長を通じて所属局人事担当に請求してください。

いずれの場合も詳細は、「受験手続ガイド（主任級職選考）」を参照してください。

#### イ 申込期間

**令和4年7月1日（金）午前10時00分から**

**令和4年7月13日（水）午後3時00分まで（受信有効）**

**所属長への申込書提出期間も同日同刻です。**

#### ウ 留意点

受験に際して特別の配慮（例えば、身体に障害のある人で、点字での受験、用紙の拡大、試験時間の延長、駐車場の確保等）を希望する人、妊娠等による座席の配慮を希望する人は、可能な範囲で配慮しますので、所属長に申し出てください。なお、その場合でも本システムによる申込登録が必要です。特別配慮の申し出だけでは申込手続は完了しません。

### (2) 受験票の交付

#### ア 交付時期

**令和4年9月上旬**

#### イ 交付方法

本システムを利用し、受験票（PDFファイル）をダウンロードしてください。受験票をA4サイズの白色普通紙に印刷し、筆記考査当日に選考会場にお持ちください。

申込書で申し込んだ場合は、所属長を通じて受験票を交付します。

## 10 筆記考査実施日及び場所

**令和4年9月25日（日）**

実施場所は、受験票にてお知らせします。（9(2)参照）

## 11 選考合格者及び教養問題（看護区分は専門記述）免除者の発表

### (1) 発表日

**令和4年11月11日（金）（予定）**

### (2) 発表方法

任命権者を通じて個別に受験者本人に通知します。また、本システムを利用し、自身の結果を確認することができます。

なお、発表後、T A I M S の人事委員会掲示板及び本システムに合格者名簿を掲示します。

## 12 成績の告知

令和4年度選考の不合格者及び教養問題のみ（看護区分は専門記述のみ）の受験者（種別A）に対し、受験した筆記考査の成績を告知します。

なお、告知の対象となるのは、申し込んだ筆記考査を全て受験した人です。

### (1) 告知の内容

ア 種別A

(ア) AⅠ類 教養問題A、教養問題B（土木、建築、機械、電気のみ）、論文の成績

(イ) AⅡ類 教養問題（看護区分は専門記述）、論文の成績

イ 種別B 論文の成績

### (2) 告知の時期及び方法

ア 告知の時期

**令和4年11月24日（木）（予定）**

イ 告知の方法

本システムを利用し、成績告知票をダウンロードしてください。

申込書で申し込んだ場合は、各局人事担当経由で受験者本人に配付します。

主任級職選考における「ICT」職種の取扱いについて  
(令和4年度以降の取扱いについて)

## 1 対象職種の追加

令和3年度から、種別A I類及び種別Bの対象職種に「ICT」を追加しました。

## 2 選考区分の追加等

### (1) 種別A I類

令和7年度(教養問題(前倒しを含む)は令和6年度)から、選考区分に「ICT」を追加します。

なお、選考区分「ICT」が追加されるまでの間、転職選考によりICTに転職した人は、転職前の職種を対象とする選考区分で受験できます。

(例えば、ICTへ転職する前の職種が事務の人は「事務」の選考区分で受験できます。)

### (2) 種別B

選考区分「一般技術系」で受験できます。

## 3 転職前の職種を対象とする選考区分で受験した教養問題の成績が一定の基準に達している人の取扱い(令和4年度選考以降)

種別Aにおいて教養問題の成績が一定の基準に達した人は、翌年度から5年間、教養問題が免除されます(以下「教養問題免除資格」という。)が、その取扱いは以下のとおりです。

なお、教養問題免除資格は、種別Aの受験資格を有する期間までを限度とします。これは次項4においても同様です。

### (1) 令和元年度から令和3年度の選考において、転職前の職種を対象とする選考区分で「教養問題免除資格」を得た人

令和4年度選考においても教養問題が免除されます。

### (2) 令和4年度選考において、転職前の職種を対象とする選考区分で「教養問題免除資格」を得た人

令和5年度から令和9年度までの5年間、教養問題が免除されます。

ただし、令和6年度から令和9年度は転職前の職種を対象とする選考区分で受験した場合に限り、教養問題が免除されます。選考区分「ICT」(令和6年度は教養問題(前倒しを含む)のみ実施)を申し込んだ場合は、教養問題免除資格が引き継がれないため、教養問題を受験する必要が生じます。

### (3) その他の教養問題免除資格の取扱いについては、要綱5ページの5 (5)と同様です。

#### 4 令和5年度以降の種別Aにおける「ICT」職種の取扱い

- (1) 令和5年度選考  
転職前の職種を対象とする選考区分で受験できます。  
教養問題免除資格を有している人は、教養問題が免除されます。
- (2) 令和6年度選考  
選考区分「ICT」の教養問題（前倒しを含む）のみ実施します。
  - ア 前倒しの有資格者  
申込可能な選考区分は「ICT」です。  
教養問題免除資格の取扱いについては、要綱5ページの5(5)と同様です。
  - イ 前倒し以外の有資格者  
選考区分「ICT」と転職前の職種を対象とする選考区分のいずれを受験するか選択可能です。  
転職前の職種を対象とする選考区分での教養問題免除資格を有している人は、同区分で受験する場合に限り、教養問題が免除されます。  
選考区分「ICT」を選択した場合は、転職前の職種を対象とする選考区分での教養問題免除資格は引き継がれません（令和6年度に限り選考区分「ICT」では論文を実施しないため、選考区分「ICT」を受験した場合は同年度の主任級職選考に合格できないことに注意してください。）。また、翌年度以降は選考区分を選択できなくなり、申込可能な選考区分は「ICT」のみとなります。  
選考区分「ICT」で教養問題の成績が一定の基準に達した人は、翌年度から5年間、教養問題が免除されます。
- (3) 令和7年度から令和11年度までの選考  
選考区分「ICT」において、教養問題及び論文を実施します。
  - ア 転職前の職種を対象とする選考区分での教養問題免除資格を有している人  
教養問題免除資格を有している人に限り、選考区分「ICT」と転職前の職種を対象とする選考区分のいずれを受験するか選択可能です。  
転職前の職種を対象とする選考区分を選択した場合は、教養問題が免除されません。  
選考区分「ICT」を選択した場合は、転職前の職種を対象とする選考区分での教養問題免除資格は引き継がれません。また、翌年度以降は選考区分を選択できなくなり、申込可能な選考区分は「ICT」のみとなります。  
なお、選考区分「ICT」で教養問題の成績が一定の基準に達した人は、翌年度から5年間、教養問題が免除されます。
  - イ 選考区分「ICT」での教養問題免除資格を有している人  
教養問題免除資格の取扱いについては、要綱5ページの5(5)と同様です。
  - ウ 教養免除資格を有していない人及び新たに受験資格（前倒しを含む）を得た人  
申込可能な選考区分は「ICT」です。  
教養問題免除資格の取扱いについては、要綱5ページの5(5)と同様です。



(4) 令和 12 年度以降の選考

申込可能な選考区分は「ICT」です。

教養問題免除資格の取扱いについては、要綱 5 ページの 5 (5) と同様です。